

川南町道路危険木除去事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、地域交通の安全確保及び町道の維持管理の軽減を図るため、町道に隣接する危険木の伐採及び撤去を行う者に対し予算の定める範囲内で補助金を交付することに関し補助金等の交付に関する規則（昭和50年川南町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町道 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路をいう。
- (2) 危険木 町道の交通に支障のおそれのあるものとし、かつ、樹高が10メートル以上ある樹木をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 危険木が存する土地を所有し、占有し、又は管理する者であること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 前号に該当する者が同一世帯（法人においてはその代表者及び役員）に属する者でないこと。
- (4) 川南町暴力団排除条例（平成23年川南町条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団でないこと。

(補助金額)

**第4条** 補助金の額は、伐採及び撤去に係る経費の3分の1以内の額とし、20万円を限度とする。

この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一の年度において1回限りとする。

(交付申請)

**第5条** 規則第3条のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 危険木除去に要する経費がわかる見積書
- (2) 事業着手前の写真
- (3) 位置図

(軽微な変更の範囲)

**第6条** 規則第7条第2項ただし書の町長が別に定める範囲内は、30パーセント以内の増減とする。

(実績報告)

**第7条** 規則第11条に定める実績報告は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 事業完了後の写真

(委任)

**第8条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。